

訪問介護重要事項説明書

＜令和 6年 6月 1日 現在＞

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-797-4348 (9時～17時まで)

担当 山本 恵

* ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

2 訪問介護 しらさぎ の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護 しらさぎ
所在地	さいたま市岩槻区真福寺1465番地
介護保険指定番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 (埼玉県1170700486号) ・ 介護予防・日常生活支援訪問介護 (埼玉県1170700486号) ・ 障害者訪問介護 (埼玉県1116502749号) ・ 地域生活支援事業(さいたま市1166502748号)
サービスを提供する地域	さいたま市(岩槻区・見沼区・緑区)、春日部市、越谷市

* 上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名		従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	5名		居宅介護等の利用申し込みに係る調整・訪問介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理を行う。	5名
	介護福祉士	1名	21名	訪問介護計画に基づき訪問介護等の提供を行う。	22名
	実務者研修終了者 1・2級、初任者研修修了者		5名		
事務職員		1名	3名		4名

(3) サービスの提供時間帯（7時～19時30分）

	通常時間帯 8:30～17:30	早朝 7:00～8:30	夜間 17:30～19:30	深夜	休業日
平日	○	○	○		12/30
土・日・祭日	○	○	○		～1/3

3 当事業所の目的と方針

(1) 目的

要介護状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供することを 目的とする。

(2) 方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自分らしく、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。

4 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、入浴介助、排泄介助、体位変換、清拭

(2) 家事援助

買物、調理、掃除、洗濯

(3) その他のサービス

介護相談等、介護保険適用外サービス

5 利用料金

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護報酬提示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合はご説明します。

介護報酬対象となるその他の料金の変更につきましてはその都度お知らせ致します。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表 】

身体介護	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎に)
	2,961円	4,707円	6,895円	906円を追加
生活援助	20分以上 45分未満	2,177円		
	45分以上	2,674円		

※利用単位数に応じて処遇改善加算が別途かかります。

【加算】【減算】

初回	200単位/月	221円
早朝7時～8時・夜間18時～19時		25%
訪問介護処遇改善加算Ⅰ	(所定単位数の245/1000)	24.5%
特定事業所Ⅰ	(所定単位数の20/100)	20%
特定事業所Ⅱ	(特定単位数の10/100)	10%
特定事業所Ⅲ	(特定単位数の10/100)	10%
特定事業所Ⅳ	(特定単位数の5/100)	5%
特定事業所Ⅴ	(特定単位数の3/100)	3%
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月	111円
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月	221円
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日	4円
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位/日	5円
緊急時訪問介護	100単位/回	111円
同一建物減算		10%

*介護保険適用外サービス…1時間：3,500円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は実費となります。

- ① 常の事業の実施地域を越えて片道おおむね10キロ未満 200円
- ② 常の事業の実施地域を越えて片道おおむね10キロ以上 400円

(3) キャンセル料

利用者の御都合でサービスを中止する場合、下記の料金がかかります。キャンセルが必要となった場合は速やかに御連絡下さい。(連絡先 電話 048-797-4348)

御利用の24時間前までに御連絡いただいた場合	無料
御利用の12時間前までに御連絡いただいた場合	当該基本料金の30%
御利用の12時間前までに御連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

(4) サービス利用にあたっての留意事項

- ① お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法
毎月、翌20日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払方法は、ゆうちょ銀行引き落とし、口座振り込みの2通りの中から御契約の際に選べます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。担当がお伺いいたします。契約を結び、訪問介護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員に御相談ください。

(2) 契約の終了（契約書第9条参照）

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヵ月前までに文書等でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書等で通知いたします。

③ 利用者やその家族等が、事業所に対して下記の背信行為を行った場合、契約書第9条第4号第2項に基づき契約を終了とする。

(i) 事業者や職員に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反、または著しく介護サービスを利用する上でのルールを逸脱する行為（別紙）を行ったとき。

(ii) 利用者、またはその家族等が事業者や職員、或いは他の利用者、その他関係者の身体財産、もしくは信用を傷つける恐れがあるとき。

(iii) その他、事業所がサービス提供し難いと判断した場合。

④ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合

（要支援と認定された場合、介護予防・日常生活支援訪問介護しらすぎと契約することができます。）

・利用者がお亡くなりになった場合

⑤ その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族等などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は文書等で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払を15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、又は利用者や家族等が当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、当事業所、利用者家族、担当

ケアマネジャー等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、速やかに、主治医、救急隊、御家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し必要な措置を講じます。

主治医	病院名（主治医）	
	住 所	
	電話番号	
御家族	氏名（続柄）	
	住 所	
	電話番号	

9 サービス内容に関する相談、要望、苦情の窓口

☆ サービス相談窓口 ☆	
1 担当者等	
・ 苦情解決責任者	山本 恵 電話番号 048-797-4348
・ 苦情受付担当者	平田 明嗣 電話番号 048-797-4348
・ 第三者委員	利根川 仁 電話番号 048-756-0762
	滝沢 寧和 電話番号 048-522-1854
(受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日)	
2 市町村	
・ さいたま市介護保険課	電話番号 048-829-1264
・ さいたま市岩槻区高齢介護課	電話番号 048-790-0169
3 国民健康保険団体連合会	
・ 埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号 048-824-2568

10 その他

- ① サービス時間についてやむを得ないときは事前に連絡し、時間変更になることがあります。
- ② 訪問時にインターフォン等鳴らしたのにかかわらず反応がない場合、入室が可能であれば入らせていただきます。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区真福寺1465番地
名 称 社会福祉法人 城南会
理事長 大澤 孝至

説明者 所 属 訪問介護 しらさぎ
氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住所> _____

<氏名> _____

身元保証人及び家族代表

<住所> _____

<氏名> _____ 関係: _____

署名代理人 (身元保証人及び家族代表と同様であれば記不要)

<氏名> _____ 関係: _____

(別紙)

訪問介護事業所の円滑な業務を妨げる行為

- ① 居宅訪問時に執拗に職員を拘束する。
- ② 故意に事業所へキャンセルの連絡をしない。
- ③ 昼夜を問わず、長時間、または何度も事業所へ電話をかける。
- ④ 事前連絡無く事業所へ来訪し長時間職員へ相談を持ち掛ける。
- ⑤ 特定の職員に固執する。
- ⑥ 特段の理由もなく性別によりサービスを拒む。
- ⑦ 著しく常識を逸脱する言動をとる。
- ⑧ 職員が身の危険や不快に感じるほどの言動をとる。
- ⑨ 職員が酒酔いと判断できる状態で介護サービスを受けようとする。
- ⑩ 他の利用者、職員に対して政治、宗教活動を行う。
- ⑪ 連絡が取れない者が緊急連絡先や身元保証人となる。
- ⑫ 事業者の助言や相談の申し入れを理由なく拒否する。
- ⑬ 利用者本人に関係のない援助を強要する。
- ⑭ 施設の感染症対策への協力を拒否する。
- ⑮ その他、施設管理者が円滑な業務を妨げていると判断したとき。